

奈良県外国人観光客交流館管理運営規則をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十七号

奈良県外国人観光客交流館管理運営規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県外国人観光客交流館条例(平成二十七年三月奈良県条例第六十九号。以下「条例」という。)第三条の規定に基づき、奈良県外国人観光客交流館(以下「交流館」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第二条 交流館の開館時間は、午前八時から午後九時までとする。

(休館日)

第三条 交流館の休館日は、定めのないものとする。

(開館時間の変更等)

第四条 交流館の長(以下「館長」という。)は、必要があると認めるときは、前二条の規定にかかわらず、開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。

(禁止行為)

第五条 交流館においては、次に掲げることをしてはならない。

- 一 施設、設備等を損傷し、又は汚損すること。
- 二 交流館内の秩序を乱す行為をすること。
- 三 その他係員の指示に従わないこと。

(入館の禁止等)

第六条 館長は、前条各号のいずれかに該当する行為を行い、又はそのおそれのある者に対して、入館を禁じ、又は退館させることができる。

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、交流館の管理及び運営に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この規則は、平成二十七年七月十七日から施行する。